

# 無線従事者 第一級陸上特殊無線技士【1陸特】養成課程 eラーニング募集案内【平成30年度】

弊社では、総務省東海総合通信局の認定を受け、eラーニング受講による第一級陸上特殊無線技士の養成課程を実施いたします。以下、eラーニング受講による養成課程の受講者募集案内をさせていただきます。

## 1. この養成課程の概要

無線従事者養成課程とは、「規定のカリキュラムをすべて受講し、修了試験に合格すると国家試験合格と同等の扱いとなり、無線従事者免許が受けられる制度」です。無線従事者の資格のうち特殊無線技士などは、国家試験のほか養成課程によっても取得可能な資格に含まれており、陸上特殊無線技士についても養成課程によって取得することが可能です。

この養成課程は、インターネット接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末でeラーニングによりカリキュラムの全受講を行うことができます。陸上の無線に関する「無線工学」「法規」について時間があるときに基礎から学ぶことができます。

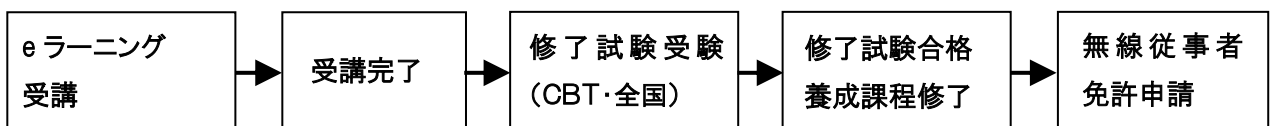
また、受講を完了した後の修了試験はCBT方式(試験会場のパソコンに解答を入力する方式)により全国160箇所以上の試験センターで受験が可能です。修了試験に合格されますと「養成課程修了」となり、無線従事者免許申請を行うことができます。

修了された方は、引き続き弊社から管轄の東海総合通信局に受講者様の無線従事者免許申請を行い、公布された免許証をお渡しするまでを一連で行います。

アマチュア無線技士を除く無線従事者資格の取得者は、その資格により甲種消防設備士(特類を除く)の受験が可能です。

この養成課程の受講には学歴等の受講要件が必要ですが、事前に、【選抜試験】に合格された方はどなたでも受講が可能となります(3a から4bをご参照ください)。

・受講開始から免許証受領までの流れ(事前の選抜試験の流れは4aをご参照ください。)



## 2. 第一級陸上特殊無線技士の資格操作範囲について

「第一級陸上特殊無線技士」の資格によって操作できるのは次の範囲です。

- (1) 陸上の無線局の多重無線設備の技術操作(30メガヘルツ以上、空中線電力 500 ワット以下)
- (2) 第二級陸上特殊無線技士の操作範囲

※20. 補足 (この案内の最後に記載)もご参照ください。

### 3a. 養成課程の受講資格

当該養成課程は公募型養成課程(弊社が主催・募集)とし、受講資格要件は次のいずれかの条件(【**学歴**】又は【**通信士**】又は【**業務経歴**】又は【**選抜試験**】)を満たし、かつ、3bの条件(1)及び(2)を満たす方です。

「学校教育法第 1 条に規定する高等学校若しくは中等教育学校(電気科又は電気通信科に限る。)を卒業した方又は次のいずれかに該当する方」

#### 【学歴】

- (a) 学校教育法による、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校(高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を除く。)の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した方。
- (b) 学校教育法による大学の電気通信に関する課程を有する学科を 1 年次以上修了した方又は高等専門学校の電気通信に関する課程を有する学科を 3 年次以上修了した方。
- (c) 入学資格を学校教育法第 57 条に規定する方とする修業年限が 3 年以上の学校((a)に掲げるものを除く。)の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した方。
- (d) 入学資格を学校教育法第 90 条に規定する方とする修業年限が 1 年以上の学校等((a)又は(b)に掲げるものを除く。)の電気通信に関する課程を有する学科等を卒業し又は修了した方。(「修了した方」については、1 年次以上を修了した方に限る。)

※学歴の場合は、文部科学省所管の高校、高専、高卒の専門学校、大学が基本とお考えください。

厚生労働省所管の学校(職業訓練校、ポリテクカレッジ等)、文部科学省所管以外の各種学校は含まれません。

※文部科学省所管の高校、高専、高卒の専門学校、大学において、学科名に「電気」「電子」「通信」が付く学科をご卒業の方は、「電気科」又は「電気通信科」でなくとも要件を満たす場合がありますので、事前に弊社までご相談ください(成績証明書等で必要単位が確認できた方は受講可能となります)。

#### 【通信士】

- (e) 第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格を有する方。

※「第三級海上」以外の「無線通信士」とお考えください。

#### 【業務経歴】

- (f) 当該認定の申請前 5 年以内に通算して 3 年以上(学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した方((a)に掲げるものを除く。)及びこれに準ずる方の場合は、1 年以上)多重

無線設備の保守の補助又は搬送端局設備若しくは電力線搬送端局設備の保守に従事した経歴を有する方。

この場合において、高等学校を卒業した方に準ずる方は、学校教育法第90条第1項に規定する大学に入学することができる者とする。

※実際に上記無線局の保守の補助、又は保守の業務を行った経歴の証明書(免許人の印が必要)をご提出いただく必要がございます。提出の様式は、弊社にお問い合わせください。

**【選抜試験】**

**(g) 第一級陸上特殊無線技士の資格に係る選抜試験(弊社にて実施)に合格した方。**

**※弊社が実施する「選抜試験」に限ります。(4a. に記載)**

3b. 修了試験時・選抜試験時の証明書及び受講環境の条件

(1)修了試験(含む選抜試験)の受験時に必要な、次のいずれかの「身分証明書(写真付き)」を所持しており、試験会場で提示可能な方

・運転免許証

・小型船舶操縦免許証

・パスポート

・写真付き住民基本台帳カード(個人番号(マイナンバー)カードではありません)

・無線従事者免許証

(ただし、免許の年月日又は交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内のものに限る。)

・工事担任者資格者証

(ただし、免許の年月日又は交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内のものに限る。)

・運転経歴証明書

(ただし、交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内のものに限る。)

※上記のいずれかのみ。学生証、社員証、保険証等は不可

(2)インターネット回線及びインターネット接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末が利用可能であり、インターネット接続のスキル(WEBアクセス、ID及びパスワード入力、画面をクリックして項目選択等が可能)を有する方で、受講申込時に、次の①、②にいずれも該当しない方

①電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない方

②第一級陸上特殊無線技士(当該資格)、及び第一級陸上特殊無線技士の操作範囲を含む他の資格(下記※)を既に取得されている方

(※)第一級陸上特殊無線技士の操作範囲を含む資格とは、次の通りです。

(a) 第一級陸上無線技術士【1陸技】

(b) 第二級陸上無線技術士【2陸技】

(c) 第一級総合無線通信士【1総通】

(d) 第一級陸上特殊無線技士【1陸特】(当該資格)

#### 4a. 受講資格要件を満たさない方のための選抜試験及び事前学習(eラーニング)実施

前記3aの受講要件を満たさない方は、弊社が実施する選抜試験に合格されれば養成課程が受講可能となります。(学校でいえば「入学試験」のようなものです)

※ただし、選抜試験の受験期限(及び事前学習期限)は、お申込み受付から4か月後の月末までです。

期間内に受験が必要です。

選抜試験の流れは次の通りです。

##### (1)選抜試験(事前学習eラーニング及び試験)申し込み

次のリンクから、申込みフォームを開いていただき、必要事項をご入力ください。弊社で申込内容を確認後、受け付けとご請求関連の処理をさせていただきます(平日日中の対応となります)。

あらかじめ弊社からの電子メール(@b-tec.jp)が受信できる設定にしておいてください。また、添付ファイル(5MB以内)も受信できる設定にしておいてください。

選抜試験受験及びeラーニング受講費用 ¥5,400(税込)です。

・申込みフォーム [https://sec26.alpha-1t.net/b-study.jp/rikutoku/regist/senbatsu\\_regist.html](https://sec26.alpha-1t.net/b-study.jp/rikutoku/regist/senbatsu_regist.html)

##### (2)ID及びパスワード通知

事前学習はeラーニングを利用し、選抜試験を受験するための基礎(テキスト)及びテスト(問題演習)ができます。ID及びパスワードを電子メールで通知しますので、ログインして事前学習を行ってください。

※事前学習は、学習の管理はされません。

##### (3)選抜試験予約(CBT)

選抜試験受付後に、事前学習IDとともに CBT 試験予約チケット番号をご連絡させていただきますので、受験者様ご自身で、ご都合がよい日時で受験予約を行っていただきます(有効期間内に限ります)。

※試験時間が2時間と長いため、希望会場と希望時間帯をなるべくお早めに予約してください。

##### (4)選抜試験受験

選抜試験はCBTS(シー・ビー・ティ・ソリューションズ)のCBT試験会場(全国 200 箇所以上)で受験できます。CBTはパソコンに解答を入力する試験です。

※会場ではご本人確認のため、必ず証明書が必要です。3b(1)、11、12. もご参照ください。

※計算問題用の用紙・筆記用具は会場で支給されます。これらは持ち帰ることができません。

##### (5)試験結果連絡

試験結果は試験の翌日データ集計が行われ、結果が出ます。弊社の営業日を基本に、試験結果をお知らせします(合否にかかわらずご連絡します。)。合格された方は養成課程の受講申込みができます。

##### (6)養成課程の受講申込み

選抜試験合格の方には「合格通知書」としてお知らせしますので、養成課程受講申込みの際は「第一級陸上特殊無線技士 養成課程(eラーニング) 申込書」の受講資格欄の4に、通知書番号と有効期間を記載し、申込みをしてください。

※有効期間は試験日(合格日)から1年間です。養成課程の受講開始日が選抜試験合格通知書の有効期間内であれば受講できます。

4b. 選抜試験の内容

選抜試験の内容は高等学校の電気科程度の内容で、次の通りです。事前学習のeラーニングでこの内容のテキストとテストが提供されます。

・選抜試験の実施基準

試験項目	試験内容	試験問題	試験時間	合格点	備考
数学	(1) 代数(二次方程式、複素数、不等式及び対数) (2) 三角関数(加法定理、二角の和及び差の正弦余弦の積、二倍角及び半角の公式並びに正弦余弦の乗積公式) (3) 微分積分の初歩(関数の極限、微分法、極大極小及び積分の基礎公式)	6問 各問5点	2時間	60点	高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科卒業程度 注
電気物理	(1) 静電気(電界、クーロンの法則、静電誘導、コンデンサ及び静電容量) (2) 電流(オームの法則、ジュールの法則及び抵抗率) (3) 電流の磁気作用(右ねじの法則、ピオ・サバルの法則、電磁誘導、フレミング右手の法則及びインダクタンスの計算)	4問 各問5点			
電気回路の基礎	(1) 直流回路(電流の接続、抵抗の接続及びキルヒホッフの法則) (2) 交流回路(基本交流回路、直並列回路、共振及び相互インダクタンス)	6問 各問5点			
電子回路の基礎	(1) 増幅作用(原理、回路動作、等価回路並びに電圧及び電力増幅) (2) 発振作用(原理及び発振器) (3) 変調作用(変調波の種類、振幅変調の原理及び周波数変調の原理) (4) 復調作用(原理(振幅変調波の復調及び周波数変調波の復調)) (5) 整流作用(原理、種類及び平滑回路)	4問 各問5点			

注 問題の形式は、多肢選択方式(択一式、補完式、正誤式、その他設問に対する正答を解答肢の中から選択する方式をいう)とする。なお、採点方法は「無線従事者の養成課程の終了の際に行う試験の実施方法(平成2年郵政省告示第250号)に従う。

5. 養成課程の実施期間及び受講期間、標準的な受講期間

実施期間:平成 30 年 3 月 1 日(木)から平成 31 年 3 月 31 日(日)まで

※受付期間は基本的に平成 31 年 1 月31日(木)までですが、業務で必要な方等、早急な取得を要する方は、平成 31 年 3 月 15 日(金)まで受付を行います。

**受講者の受講期間は、実施期間内で受講開始から最長で6か月までとなります。**

**受講完了条件:受講者は、受講期間(6か月以内)に全受講を完了し、修了試験(及び修了追試験)受験・合格までを完了させなければなりません。修了試験は、受講完了が確認された方が受験できます。**

標準的な受講期間:受講開始から2ヶ月間です。(受講期間の目安です。)

主たる実施の場所:

〒468-0058 愛知県名古屋市天白区植田西 2-110-1 株式会社ベータテック

**※主たる実施の場所には、事務処理担当部署、講師等が配置されております。**

6. 養成課程の授業科目及び授業時間(規定時間数による)

養成課程の資格	授業科目	授業時間
第一級陸上特殊無線技士	無線工学	48 時間
	法規	6 時間

※上記の実際の授業時間は、学習ペースにより、これらよりも長くなる可能性があります。

7. 養成課程の受講に必要なシステム

養成課程の受講は、e ラーニングのシステムを使います。e ラーニングに必要なシステムは次の通りです。

(1)利用可能なインターネット回線(有線LAN、無線LAN等)

(2)インターネット接続ができ、ブラウザソフトでホームページが閲覧可能であり、電子メールの送信・受信が可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末

**※電子メールアドレスが e ラーニングの受講 ID となるため、電子メールアドレスがないと受講できません。また、受講には1名様毎に異なる電子メールアドレスが必要です。お申込みいただく際の申込書には、受講者本人のみが使用する電子メールアドレスを必ず記載してください(スマートフォンのアドレスも可)。**

8. 養成課程受講申込・受付・受講開始・必要書類送付まで

(1)養成課程受講のお申し込みは、弊社ホームページのリンクから申込みフォームを開いていただき、必要事項をご入力ください。

申込みフォーム [https://sec26.alpha-1t.net/b-study.jp/rikutoku/regist/1rikutoku\\_regist.html](https://sec26.alpha-1t.net/b-study.jp/rikutoku/regist/1rikutoku_regist.html)

あらかじめ弊社からの電子メール(@b-tec.jp)が受信できる設定にしておいてください。また、添付ファイルも受信できる設定にしておいてください。

また、【学歴】・【通信士】・【業務経歴】の受講資格の方は、申込時、各証明書のコピーを申込書とともに電子メールに添付してお送りください(スキャン又は携帯電話撮影画像)。

**【学歴の方:卒業証明書又は成績証明書(ご出身の学校から取得してください)のコピー、通信士の方:免許証(写真の面)のコピー、業務経歴の方:取得された証明書のコピー】**

※学歴の方は、受講開始後に卒業証明書又は成績証明書の原本を他の書類とともに弊社にお送りいただきますので、保管をお願いいたします。

※お申込の受付処理は平日 9:30～18:00 となります。

- (2)弊社にて申込内容を確認させていただき、請求書をお送りさせていただきます。お支払い期日までに受講料をお支払いください(銀行振り込みです。手数料はご負担願います)。
- (3)弊社にてお振り込みが確認できましたら、受講のご案内等を送付させていただきます。eラーニング受講に必要なID等は電子メール(PDF ファイル)にて通知させていただきますので、到着次第、受講を開始してください。

※受講開始希望日ありの方は、申し込み時の受講開始希望日になるとeラーニングの受講IDが使用可能になります。

- (4)(3)の到着後、14日以内に下記の書類を弊社に郵送いただきます。

- ・証明写真(同じもの2枚分 縦3cm×横2.4cm 裏面に氏名・生年月日を記載)
- ・無線従事者免許申請書、及び申請に必要な書類(受講開始後、ご案内させていただきます)

※証明写真は、免許証の写真にも使用されます。(基本的に、ご提出日直前に撮影されたもの)

#### 9. 受講中の質問、問い合わせ等の対応

受講開始後、受講者様には質問フォーム(文書の形式)をお送りしますので、ご質問は弊社担当まで電子メールにてお送りください。弊社より電子メールにて回答させていただきます。

特に、講義内容に関する質問については、受講期間に影響しないよう、速やかに回答させていただきます。

#### 10. 受講完了から修了試験受験まで

eラーニングによる受講開始後、受講完了条件を満たされた方は、修了試験受験を希望する旨を弊社にご連絡いただきます。弊社で受講完了条件の確認の上、修了試験受験の要件を満たしている場合は、受験予約の処理に移ります。

※受講完了条件やチケットの発行等については、受講開始後にご案内いたします。

修了試験の受験は、基本的にCBTによる受験をお願いします。

CBTによる修了試験を受験される方は、予約前に株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズ(CBTS)にユーザー登録を行っていただき、システムにログインの上、会場並びに日時選択による受験予約を行っていただきます。

※第一級陸上特殊無線技士の修了試験は計2時間20分と長くなりますので、都合のよい会場及び時間帯を予約するには、受講完了後、予約を早めに行ってください。

既に、CBTSの試験を受験された方は、その登録時のIDとパスワードが使用できます。

<http://cbt-s.com/index.html>

受験予約を変更される場合は、必ず事前にCBTSのシステムで予約変更処理を行っていただきます。平日はCBTSのコールセンターに問い合わせも可能です。(予約変更なく試験を欠席された場合は不合格となります。)

特に(諸事情で)、筆記による修了試験を希望される場合は、会場は名古屋市天白区、東京都荒川区の2会場のみとなります。筆記試験の手配等は相談の上、個別対応とさせていただきます。

11. 試験会場における身分証明書確認

**受講者本人以外の受験防止のため、試験会場では、修了試験の場合・選抜試験の場合ともに当日3b.(1)の身分証明書の現物を確認させていただきます。**

12. CBTの修了試験会場(選抜試験会場も同様)

試験会場は、全国200箇所以上となります。詳細は、CBTSの試験会場サイトをご参照ください。

<http://www.cbt-s.com/examinee/testcenter/>

13. 修了試験の受験科目及び試験時間、合格基準(電波法関係の告示による)

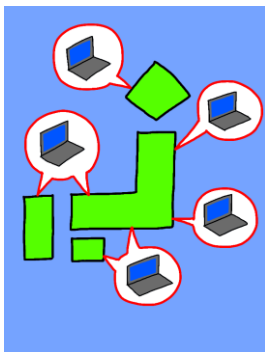
養成課程の資格	試験科目	試験時間	合格基準
第一級 陸上特殊無線技士	無線工学	1時間30分	ともに 60点以上/100点満点
	法規	50分	

※修了試験では、受講した内容の中から問題が出題されます。

※修了試験は、選択式の問題が出題されます。択一式(正しいものを1つ選ぶ、又は誤っているものを1つ選ぶ)又は多肢選択式(複数の選択肢から該当するものを複数選ぶ)が基本となります。

※無線工学及び法規の試験は、全体で2時間20分の試験時間として実施されます。

問題数は無線工学:20問、法規:10問です。



14. 修了試験に不合格となった場合

修了試験に不合格となった場合は、再受講(規定あり)を行っていただき、再受講が完了していれば、修了追試験を受験できます(有料)。修了試験時同様に、CBTによる受験が可能です。

※再受講の条件は、受講開始後にご案内いたします。

※修了試験後、受講者は1回のみ修了追試験を受験することができます。



15. 修了試験又は修了追試験合格後、免許証交付まで

受講期間内(受講開始から6ヶ月以内)に修了試験、又は修了追試験に合格された場合は、ご提出いただいた書類により、弊社から管轄の東海総合通信局に「第一級陸上特殊無線技士」の免許申請を提出いたします。

提出後、免許となり、免許証が交付されるまではおよそ1ヶ月を要します。

弊社にて免許証を受領後、受講された方へ特定記録郵便にて免許証を送付させていただき予定です。

16. 受講期間終了時、修了できなかった場合

受講期間(最長6ヶ月間)以内に受講完了及び修了試験合格ができなかった場合は、失格となり、免許が受けられなくなります。失格後は、弊社の規定により、新たな期間(6ヶ月間以内)で再受講いただくことが可能です(追加費用が必要です)。また、失格後、再受講をされない場合は、受講料のうち一定金額をご返金させていただきます。(ご返金は、修了試験受験の有無等により異なります。)追加料金による再受講、及び失格後のご返金の金額は、失格後に受講者様あてにご連絡させていただきます。ただし、追加料金及びご返金は失格の日から1ヶ月以内の申し出に限り有効となり、1ヶ月を超えた申し出の場合は、新規の受講扱い(料金)とさせていただきます。

17. 受講料等(1名様あたり)

51,700円(税込) ※受講料には、無線従事者免許申請の印紙代を含みます。

※修了試験不合格の方は、別途 修了追試験受験料 4,860円(税込) がかかります。

※受講開始後、修了されなかった場合は、印紙代等の返金対応をさせていただきます。

18. 選抜試験受験及びeラーニング受講費用(1名様・受験1回あたり)

5,400円(税込) ※選抜試験不合格後の再受験は、再受験の都度費用がかかります。

19. お申込み・問い合わせ先(弊社連絡先)

受講お申込みは、こちら(弊社ホームページ)の申込書をご利用願います。

・申込みフォーム [https://sec26.alpha-It.net/b-study.jp/rikutoku/regist/1rikutoku\\_regist.html](https://sec26.alpha-It.net/b-study.jp/rikutoku/regist/1rikutoku_regist.html)

受講資格を得るための事前の選抜試験(事前学習eラーニング及び試験)申込書はこちらです。

・申込みフォーム [https://sec26.alpha-It.net/b-study.jp/rikutoku/regist/senbatsu\\_regist.html](https://sec26.alpha-It.net/b-study.jp/rikutoku/regist/senbatsu_regist.html)

お問い合わせは、株式会社ベータテック 1陸特eラーニング担当まで お願いいたします。

**電子メール** [1riku\(at\)b-tec.jp](mailto:1riku(at)b-tec.jp) **電話番号(養成課程担当)** 052-685-7909

※電子メールおよび電話でのお問い合わせのご対応は平日 9:30~18:00 となります。

※迷惑メール防止の対策をしております。(at)の部分を@に変更の上、お送りください。

20. 補足

**第一級陸上特殊無線技士で操作可能な設備等の例(次の①～③の操作が可能です)**

① 第三級陸上特殊無線技士で操作可能な設備の例

- ・各種業務用無線… 消防無線、警察無線、鉄道無線、防災行政無線、タクシー無線(配車)、アマチュア無線のガイダンス局 等
- ・実験試験局… 通信抑止装置(劇場等の携帯電話抑止装置)、山岳遭難捜索システム(ディテクター) 等
- ・無人移動体画像伝送システム… 陸上移動局や携帯局の無線局免許が必要なもの(携帯局の免許が必要なドローンの無線設備もあります。また、陸上移動局の無線局免許が必要なロボットや建設機械なども今後利用される可能性があります。)

② 第二級陸上特殊無線技士で操作可能な設備の例

- ・衛星通信… VSAT(ハブ局) 50 ワットまで
- ・陸上のレーダー… 警察(速度違反取締り)・気象(気象観測)
- ・路側通信… 道路交通情報、ハイウェイラジオ(1620kHz、1629kHz)

③ 第一級陸上特殊無線技士で操作可能な設備の例

- ・衛星通信… SNG、放送番組の衛星への送出など(上り回線) 500 ワットまで
- ・マイクロ波多重無線回線… パラボラアンテナを使用する多重無線回線
- ・移動体通信の基地局… 携帯電話基地局等

<操作範囲について 参考>

※「空中線電力」とは、電波の送信電力(送信機出力の電力)です。

※「陸上の無線局」には、海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局、基幹放送局、アマチュア局は含まれません。

※「外部の転換装置」とは、無線機のスイッチやつまみ類です。

※「電波の質に影響を及ぼさないもの」とは、「外部の転換装置」(＝無線機のスイッチやつまみ類)を操作しても、電波の質(発射される電波の周波数のズレ・電波の幅(広がり)、不要な周波数成分の強さ)が変化しないことです。

※「空中線電力」は「電波の質」には含まれていないため、無線機のスイッチやつまみ類を操作した場合に「空中線電力」が変化するものの操作は可能です。

※「技術操作」とは、電波を発射・停止する操作とお考えください。

※陸上に開設した無線局(海岸局、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに航空地球局(航空機の安全運航・正常運行に関する通信を行うものを除く。))の通信操作(マイクで話す等)については、無線従事者資格を要しない簡易な操作とされています(電波法施行規則第 33 条)。

また、「第一級陸上特殊無線技士」の資格を取得することにより、操作範囲とは別に「登録検査等事業者」の「点検員」になることができます(登録検査等事業者にて点検員の登録が必要です)。

以上